

国民健康保険・後期高齢者医療に加入中の人へ 12月2日以降、紙の保険証の発行が終了します お持ちの保険証は有効期限まで利用できます

12月2日以降は、制度改正によりマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、現行(紙)の保険証の発行が終了します。

■医療機関のかかり方【12月2日から有効期限(令和7年7月31日 注1 ※)まで】

	資格情報に変更あり		資格情報に変更なし	
	マイナ保険証(注2 ※)あり	マイナ保険証なし	マイナ保険証あり	マイナ保険証なし
	<ul style="list-style-type: none"> ●75歳到達、転居等による切替え、転入等による新規加入のとき ●保険証紛失などによる再交付を受けるとき など 		<ul style="list-style-type: none"> ●保険の異動がなく、保険証の記載内容が変わらない場合 	
国民健康保険	マイナ保険証(注3 ※)	資格確認書	マイナ保険証 または 現行の保険証	現行の保険証
後期高齢者医療	マイナ保険証 または 資格確認書(注4 ※)	資格確認書		

注1 ※在留期限のある人、尾道市外に住所がある学生の人、70歳・75歳に到達する人は期限が異なります。

注2 ※「マイナ保険証」とは健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

注3 ※マイナ保険証のカード読み取りができないときは「資格情報のお知らせ」を一緒に提示してください。

注4 ※後期高齢者医療の人で資格情報に変更があった人には、暫定的な取り扱いとして現行の保険証の有効期限まではマイナ保険証の有無に関わらず「資格確認書」を交付します。

※75歳の誕生日からは自動的に「後期高齢者医療制度」に移行します。

※健康保険の種類によって、資格確認書の交付時期や様式が異なります。社会保険の人はお勤め先や保険証交付機関に直接お問い合わせください。

マイナ保険証への切り替えをご検討ください。

マイナンバーカード保険証利用・専用ダイヤル

☎0120-95-0178※音声ガイダンスの後「5」番を選択。

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30



○△病院受付



政府広報 マイナ保険証



マイナ保険証を持っている人

「資格情報のお知らせ」(A4サイズの用紙)

マイナ保険証を持っている人がご自身で加入状況などを把握できるよう、新規加入時や負担割合の変更時に交付します。このお知らせのみで受診はできません。マイナ保険証の読み取りができない場合などにはマイナ保険証とあわせて医療機関に提示してください。

後期高齢者医療の人は、令和7年7月末の有効期限までに送付予定です。加入している医療保険の基本情報が記載されています。70歳以上の人には発効期日と負担割合が表示されます。



「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用できます。

「資格情報のお知らせ」イメージ 【国保】



▲A4サイズ

マイナ保険証を持っていない人

「資格確認書」

(現行の保険証と同じ色・サイズ)

「マイナンバーカードを持っていない」または「マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録を行っていない」などマイナ保険証を利用できない被保険者に交付されます。

加入している医療保険の基本情報が記載されています。70歳以上の方には発効期日と負担割合が表示されます。

これまでの保険証と同様に、有効期限が切れる前に郵送予定です。(手続き不要)

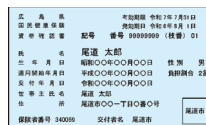
次のような人には申請によって資格確認書を交付します。

- 有効期限内の保険証を紛失した人
- マイナンバーカードの更新手続き中の人
- マイナンバーカードを紛失・返納した人
- マイナ保険証の利用登録を解除する人
- マイナ保険証の登録をしているがマイナンバーカードの管理が困難な人

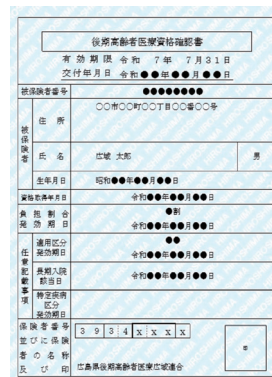
「資格確認書」イメージ

【国保】

【後期】

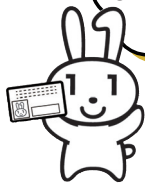


▲カードサイズ



▲はがきサイズ

「限度額の適用」がなくなるわけじゃないよ！
安心してね



後期 12月2日以降、限度額適用認定証の交付が廃止されます

長期入院該当(適用区分の認定後に12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合)の認定や特定疾病の認定には、これまでどおり申請が必要です。




なお、現在お持ちの認定証は有効期限まで使用できます。紛失した場合などの再交付も可能です。

■問い合わせ先

【国保】保険年金課(☎0848-38-9142)

【後期】保険年金課(☎0848-38-9135)

広島県後期高齢者医療広域連合(☎082-502-3010)

	マイナ保険証 (保険証利用の登録をした マイナンバー カード) 	資格情報の お知らせ (マイナ保険証を 持っている人 のみ) 	資格確認書 (原則 マイナ保険証を 持っていない人) 
使うとき	カードリーダーが使える 医療機関を受診するとき	カードリーダーが 使えない医療機関を 受診するとき	マイナ保険証を持っていない人 が医療機関を受診するとき
使い方	カードリーダーで読み取り	マイナ保険証と一緒に 受付窓口で提示	受付窓口で提示
取得方法	マイナンバーカードを入手 後、保険証利用登録を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得時・変更時に交付(手続き不要) ・既加入者には、令和7年7月下旬に送付予定(手続き不要) 	
		(注)後期の人は、 7月末の 有効期限までに 送付予定	マイナ保険証での受診が 困難な人(※)には、 申請により交付できます。 ※4頁をご確認ください。



Q 今の保険証の有効期限が切れたらどうなるの？

A 有効期限が切れるまでに「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」を郵送します。マイナ保険証の有無によって届くものが変わります。
※国保・後期の人には令和7年7月下旬頃を予定。

Q 入院の予定があるけれど、マイナ保険証を持っていないよ。限度額適用認定の申請は必要なの？ 後期被保険者は限度額適用認定証が発行されなくなったら、医療費が高額になるの？

A 保険証(資格確認書)と本人の同意があれば、医療機関のオンライン資格確認システムで限度額適用区分が確認できます。認定証の申請などの手続きをしなくても、限度額を超える支払が免除されるため、高額な負担にはなりません。
※ただし住民税非課税世帯の所得区分「オ」の人(70歳以上は「低所得Ⅱ」の人)で長期入院に該当する人(適用区分の認定後に12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合)の食事代減額認定には、これまでどおり申請が必要です。

顔認証付き端末機器なら、登録も利用も簡単♪



↑この表示がある医療機関・薬局でマイナ保険証がつかえます。



ピツとかざすだけ

■マイナンバーカードの保険証利用の登録が可能な場所

- ・医療機関にある顔認証付き端末機器 **オススメ!**
 - ・スマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリ
 - ・セブン銀行のATM
 - ・保険年金課、各支所の国保窓口設置の端末機器
- ※事前に暗証番号をご確認ください。

■マイナンバーカードの保険証利用の登録解除について

マイナ保険証の利用登録の解除が申請によりできるようになりました。(解除情報の反映には日数がかかります)
11月から申請受付を開始しました。
■保険年金課、各支所、御調保健福祉センター
(注)社会保険の人は、お勤め先や保険証交付機関で相談してください。

マイナ保険証利用のメリット



データに基づく

より良い医療が受けられる

過去のお薬や健康診断の情報が医療機関にスムーズに伝わり、より良い医療につながります。

確定申告時に医療費控除申請が簡単にできる

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払が免除される

マイナ保険証の登録手続きを一度すれば、ずっと利用できる